漁場計画(素案) 現計画からの変更点

(1)海面漁業権

- ア 共第1号第1種共同漁業 漁業の名称の追加(なまこ、わかめ、かめのて)
- イ 共第9号第1種共同漁業 漁業の名称(対象種)の削除(いがい、かめのて)
- ウ 共第10号第1種共同漁業 漁業の名称(対象種)の削除(えさむし、あおさ)
- エ 共第14号第1種共同漁業 漁業の名称(対象種)の削除(えさむし)
- オ 区第10号第1種区画漁業 関係地区の見直し(追加)
- カ 区第11号第1種区画漁業 関係地区の見直し(追加)
- キ 区第12号第1種区画漁業 関係地区の見直し(追加)
- ク 区第19号(19-2号)第1種区画漁業 漁場の区域の拡大
- ケ 区第20号第1種区画漁業 関係地区の見直し(追加)
- コ 旧区第17号第1種区画漁業 抹消(更新せず)
- サ 区画漁業全般 個別漁業権又は団体漁業権の別を記載
- シ 個別漁業権全般 関係地区の削除
- ス 全般 形式的な変更(漁場の区域に係る記載ぶりの統一等)

(2)内水面漁業権

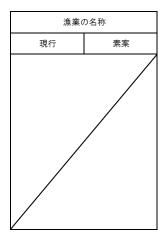
- ア 内共第2号第5種共同漁業 漁業の名称(対象種)の削除(にじます)
- イ 内共第4号第5種共同漁業 漁業の名称(対象種)の削除(うぐい)
- ウ 内共第16号第1種共同漁業 漁業の名称(対象種)の削除(しゃこ)
- エ 内共第17号第5種共同漁業 漁業の名称(対象種)の削除(おいかわ)
- オ 内共第1号・第19号第5種共同漁業 条件の記載ぶりの修正
- カ 区第1~8号第1種区画漁業 関係地区の見直し(追加)
- キ 区画漁業全般 個別漁業権又は団体漁業権の別を記載
- ク 全般 形式的な変更(漁場の区域に係る記載ぶりの統一等)

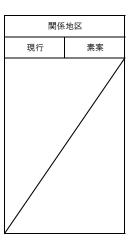
公示番号	漁場	の区域	漁業	の名称	関係	地区
(管理番号)	現行	素案	現行	素案	現行	素案
共第1号 第1種共同漁業	次の基点第301号、イ、ロ、基点第302号、基点第303号、基点第304号及び基点第305号の各点を順次に直線で結んだ線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。基点第301号 大分県、宮崎県界宇戸崎陸岸基点第302号 延岡市北浦町、延岡市界一ツ礁基点第303号 延岡市北浦町、延岡市界大選基点第304号 延岡市北浦町、延岡市界大選基点第305号 延岡市北浦町、延岡市界大選基点第305号 延岡市北浦町、延岡市界大選 基点第301号から深島南端見通し線上2,000メートルの点ロ 基点第302号から98度4,550メートルの点		あわがの漁業業業のおいかさどの、漁業業業業業業業業業業業業業業業産のおきりのよりによるかかきり漁業業ののもり、漁業業ののもり、漁業業ののもり、漁業業ののもり、漁業業ののもり、漁業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業	あいかさというたてというたてというたでというたったというたったというたでというたでというたでというなが、 業業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業		
共第2号第1種共同漁業	次の基点第305号、基点第304号、基点第303号、人口、八、基点第307号及び基点第308号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、基点第309号と基点第310号を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた浦尻湾を除く。 基点第303号 延岡市北浦町、延岡市界一ツ礁基点第303号 延岡市北浦町、延岡市界大礁基点第305号 延岡市北浦町、延岡市界大磯基点第305号 延岡市北浦町、延岡市界大磯基点第305号 延岡市北浦町、延田市界石藤陸岸基点第308号 延岡市地先島- 基点第308号 延岡市地先島- 基点第308号 延岡市地先島- 基点第308号 延岡市地先島- 基点第308号 延岡市地先島- 基点第308号 延岡市地先島- 基点第308号 延岡市湖城町浦尻第1勝岸と同第5護岸との接点基点第310号 延岡市浦城町浦尻第1勝岸上部 イ 基点第308号から 98度4、550メートルの点 ロ 基点第308号から 135度1、000メートルの点 ハ 基点第308号から基点第307号見通し延長線上、基点第307号から300メートルの点	ア 基点第305号 イ 基点第304号 ウ 基点第303号 エ 基点第302号 エ 基点第302号 エ 基点第302号から 98度4.550メートルの点 カ 基点第306号から135度1,000メートルの点 キ 基点第308号から基点第307号見通し延長線上、基点第307号から300 メートルの点 ク 基点第308号 フ 基点第308号				

公示番号	漁場	の区域	漁業	の名称	関係	地区
(管理番号)	現行	素案	現行	素案	現行	素案
共第3号 第1種共同漁業	次の <u>基点第309号と基点第310号</u> を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線と によって囲まれた浦尻湾。 基点第309号 延岡市浦城町浦尻第1護岸と同第5護岸との接点 基点第310号 延岡市浦城町浦尻第4護岸基部	次の <u>点ア及び点イ</u> を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた浦尻湾。 ア 基点第309号 イ 基点第310号				
		基点第309号及び基点第310号の位置は次のとおり 基点第309号 延岡市浦城町浦尻第1護岸と同第5護岸との接点 基点第310号 延岡市浦城町浦尻第4護岸基部				
共第4号 第1種共同漁業	次の基点第308号、基点第307号、イ、ロ、ハ及び基点第312号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 基点第307号 延岡市地先島毛	次の <u>点ア、イ、ウ、エ、オ及び点力</u> の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。				
	基点第308号 延岡市神戸町火打崎エポシバエ 基点第311号 延岡市延岡港東導流堤先端 基点第312号 延岡市銀ケ丘に設置した複柱 イ 基点第308号から基点307号見通し延長線上、基点第307号から300 メートルの点 ロ 基点第311号から95度1,400メートルの点 ハ 基点第312号から90度2,200メートルの点	ア 基点第308号				
		基点第307号、基点第308号、基点第311号及び基点第312号の位置は次の とおり 基点第307号 延岡市地先島毛 基点第308号 延岡市神戸町火打崎エポシパエ 基点第311号 延岡市延岡港東導流場先端 基点第312号 延岡市銀ケ丘に設置した標柱				
共第5号 第1種共同漁業	次の基点第312号、イ、ロ及び基点313号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第312号 延岡市緑ケ丘に設置した標柱 基点第313号 延岡市沖田川河口黒機に設置した標紙 イ 基点第312号から 90度2、200メートルの点 ロ 基点第313号から100度1.500メートルの点	次の <u>点ア、イ、ウ及び点工</u> の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域。 <u>ア 基点第312号</u>				
		基点第312号及び基点第313号の位置は次のとおり 基点第312号 延岡市緑ケ丘に設置した標柱 基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標鋲				

公示番号	漁場	の区域	漁業	の名称	関係地区
漁業種類 (管理番号)	現行	素案	現行	素案	現行 素案
共第6号第1種共同漁業	次の基点第313号、イ、ロ、ハ、基点第315号及び基点第316号の各点を順次に直線で結めだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の基点第317号、三、木、へ及び基点第318号を順次に直線で結めだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。基点第313号 延岡市沖田川河口黒機に設置した標底基点第313号 東回杵郡門川町出先麦パエ基点第316号 延岡市、東日杵郡門川町現谷の山陸岸基点第317号 延岡市新浜町に設置した標柱 基点第318号 延岡市松原町に設置した標柱 イ 基点第313号から100度 1,500メートルの点 ハ 基点第315号から 90度 1,000メートルの点 ハ 基点第315号から 71度38分 749メートルの点 エ 基点第318号から 71度38分 749メートルの点 エ 基点第318号から 58度 750メートルの点 ハ 基点第318号から 50度 470メートルの点 ハ 基点第318号から 90度 1,000メートルの点 エ 基点第318号から 90度 470メートルの点	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点力の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の <u>点末、ク、ケ、コ及び点寸</u> を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 ア 基点第313号 イ 基点第313号 イ 基点第313号から100度 1,500メートルの点 ウ 基点第315号から 90度 1,000メートルの点 エ 基点第315号から 90度 1,000メートルの点 オ 基点第315号から 90度 1,000メートルの点 オ 基点第317号 ク 基点第317号 ク 基点第317号 ク 基点第318号から 58度 750メートルの点 ケ 基点第318号から 58度 750メートルの点 カ 基点第318号から 90度 470メートルの点 サ 基点第318号			
共第 7 号 第 1 種共同漁業	次の 基点第316号、基点第315号、イ、ロ、ハ、基点第320号、基点第321 号及び基点322号 の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とに	基点第313号、基点第314号、基点第315号、基点第317号 及び基点第318号の位置は次のとおり 基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標底 基点第314号 延岡市赤水町鞍掛鼻先端 基点第316号 東日杵郡門川町地先麦パエ 基点第316号 延岡市・東日杵郡門川町県谷の山陸岸 基点第318号 延岡市新浜町に設置した標柱 基点第318号 延岡市松原町に設置した標柱 基点第318号 延岡市松原町に設置した標柱			
J I E NIJAMA	本のでは、	ア 基点第316号 イ 基点第315号から90度1,000メートルの点 エ 基点第319号から90度1,000メートルの点 エ 基点第319号から90度3,300メートルの点 オ 基点第320号から96度3,300メートルの点 カ 基点第320号 キ 基点第321号 ク 基点第322号 基点第322号 基点第315号、基点第316号、基点第319号、基点第320号、基点第321号 及び基点第322号の位置は次のとおり 基点第316号 東日弁郡門川町地先麦パエ 基点第316号 韓田市、東日弁郡門川町界谷の山陸岸			
		基点第319号 東日杵郡門川町地先北榔島東端 基点第320号 東日杵郡門川町、日向市界イクイ碆灯台 基点第321号 東日杵郡門川町地先乙島平礁南端 基点第322号 東日杵郡門川町五十鈴川河口五十鈴パエ南端			

公示番号 漁業種類	漁場	の区域
(管理番号)	現行	素案
第1種共同漁業	次の基点第320号、イ、ロ、ハ及び基点第320号の名点を順次に直線で結 んだ線によって囲まれた区域。 基点第320号 東日杵郡門川町、日向市界イクイ碆灯台 基点第323号 日向市大字日知屋倉戸鼻先端 基点第324号 日向市大字日知屋地先ユルギ礁 イ 基点第320号から96度3、300メートルの点 ロ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線上、基点第324号から 4、000メートルの点 ハ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線と、基点第320号と日 向市細島灯台見通し線との交点	次の <u>点ア、イ、ウ、工及び点ア</u> の各点を順次に直線で結んだ線によって 囲まれた区域。 ア 基点第320号 イ 基点第320号から96度3、300メートルの点 ウ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線上、基点第324号から 4、000メートルの点 エ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線と、基点第320号と日 向市細島灯台見通し線との交点 基点第320号、基点第323号及び基点第324号の位置は次のとおり 基点第320号、東日杵郡門川町、日向市界イクイ養灯台 基点第323号 日向市大宇日知屋倉戸鼻先端 基点第324号 日向市大宇日知屋地先ユルギ礁

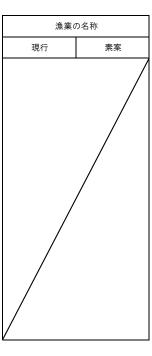


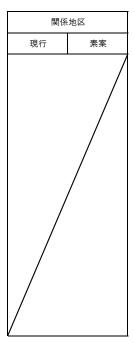


公示番号	漁場	の区域	漁業	の名称	関係	地区
(管理番号)	現行	素案	現行	素案	現行	素案
共第9号第1種共同漁業	次の基点第325号、イ、ロ、ハ、二、木、ヘ ト及び基点第329号 を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法 第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 基点第329号 東白杵郡門川町、日向市界イクイ碆灯台 基点第323号 日向市大字日知屋金戸鼻先端 基点第324号 日向市大字日知屋地先ユルギ礁 基点第325号 日向市高尾山三角点頂上 基点第326号 日向市大字開島地先飛島東端 基点第328号 日向市大字財光寺地先トドロ礁 基点第328号 日向市美々津地先姜々津港灯台 基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央 イ 基点第325号から90度の見通し延長線と、基点第320号と日向市細島 灯台見通し線との交点	次の点ア イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点ケ を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域。ただし、第2 種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。ア 基点第325号から90度の見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点 ウ 基点第323号から基点第324号見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点 エ 基点第323号から基点第324号見通し延長線上、基点第324号から4、000メートルの点 オ 基点第323号から135度1、000メートルの点 カ 基点第326号から117度 800メートルの点 ク 基点第329号から117度 800メートルの点 ク 基点第329号から117度 500メートルの点 ク 基点第329号から117度 500メートルの点	あわ が漁業 いが漁業 かさざこい漁業業業 業 はいまえぶ漁ぐ憩で設立にいまりをで漁場があるで漁があるできます。	あわび 漁業 業業 業		
	□ 基点第323号から基点第324号見通し延長線と、基点第320号と目向 市細島灯台見通し線との交点 ハ 基点第323号から基点第324号見通し延長線上、基点第324号から 4.000メートルの点 □ 基点第327号から135度1,000メートルの点 本 基点第328号から117度 800メートルの点 ト 基点第329号から117度2,500メートルの点	基点第320号、基点第323号、基点第324号、基点第325号、基点第326号、基点第327号、基点第328号及び基点第329号の位置は次のとおり 基点第320号 東日杵郡門川町、日向市界イクイ警灯台 基点第323号 日向市大字日知屋倉戸鼻先端 基点第325号 日向市大字日知屋地先元ルギ礁 基点第325号 日向市高尾山三角点頂上 基点第326号 日向市大字財光寺地先上下口礁 基点第327号 日向市大字財光寺地先上下口礁 基点第328号 日向市美々津地先美々津港灯台 基点第328号 日向市美々津地先美々津港灯台 基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央				
共第10号 第1種共同漁業	次の基点第329号、イ、ロ及び基点第330号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸イ 基点第329号から117度2,500メートルの点ロ 基点第330号から117度2,500メートルの点	次の <u>点ア、イ、ウ及び点工</u> の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第329号 イ 基点第329号から117度2,500メートルの点 ウ 基点第330号から117度2,500メートルの点 エ 基点第330号 基点第329号及び基点第330号の位置は次のとおり 基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央 基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸	あかさとばはませい。 大きざこいませにきな漁業 業業 業業 業業 業 、漁業ので業 しまさし、 はまむにきな漁さ たこれ たこおまた。 あおさ	あわさ が 漁業 業業 業業 業業 業業 は ませ に に に に に に に に に に に に に		
共第11号 第1種共同漁業	次の基点第330号、イ、ロ及び基点第331号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。基点第330号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸イ 基点第330号から117度2,500メートルの点ロ 基点第331号から117度2,500メートルの点	次の <u>点ア、イ、ウ及び点工</u> の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第330号 イ 基点第330号から117度2,500メートルの点 ウ 基点第331号から117度2,500メートルの点 立 基点第331号 基点第331号 基点第330号及び基点第331号の位置は次のとおり 基点第330号 児湯郡都最町、川南町界陸岸 基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸				

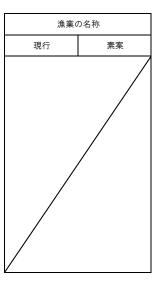
公示番号	漁場	の区域	漁業	の名称	関係	系地区
(管理番号)	現行	素案	現行	素案	現行	素案
共第12号 第1種共同漁業	次の基点第331号、イ、ロ、ハ及び基点第333号の各点を順次に直線で結 んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸 基点第333号 児湯郡高鍋町小丸川河口の鉄橋北端第1構脚 基点第333号 児湯郡高鍋町大字蚊口浦6259の1に設置した標柱 イ 基点第331号から117度300メートルの点 ロ 基点第333号から117度700メートルの点 ハ 基点第333号から高鍋港離岸堤北端の見通し延長線上(117度)、基点第333号から300メートルの点	次の <u>点ア、イ、ウ、エ及び点才</u> の各点を順次に直線で結んだ線と最大高 潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第331号 イ 基点第331号から117度300メートルの点 ウ 基点第332号から117度700メートルの点				
HAMA O		基点第331号、基点第332号及び基点第333号の位置は次のとおり 基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸 基点第332号 児湯郡高鍋町小丸川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第333号 児湯郡高鍋町大字蚊口浦6259の1に設置した標柱				
共第13号 第1種共同漁業	んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同	次の点ア、イ、ウ、工及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮 時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、 港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された 水域施設の区域を除く。 ア 基点第334号 イ 基点第334号から 90度3,300メートルの点 ウ 基点第336号から100度2,500メートルの点 エ 基点第336号から100度2,500メートルの点 オ 基点第336号				
+	いの甘上館200日 / ロ い五46甘上館200日 の左上上版がに古始立が土	基点第334号、基点第335号及び基点第336号の位置は次のとおり 基点第334号 宮崎市知福橋中央 基点第335号 宮崎市大宇折生迫戸崎鼻灯台 基点第336号 宮崎市、日南市界陸単	1 to 15 to 19	1+ 4- 75 34 44		,
共第14号第1種共同漁業	次の <u>基点第336号、イ、ロ、ハ及び基点第338号</u> の各点を順次に直線で結 んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第337号 日南市大宇宮浦日崎鼻東端 基点第338号 日南市大宇宮浦立石橋北端の橋脚 イ 基点第338号から100度2、000メートルの点 ロ 基点第338号から 90度2、000メートルの点 ハ 基点第338号から162度1,500メートルの点	次の <u>点ア、イ、ウ、工及び点オ</u> の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第336号から100度2,000メートルの点 ウ 基点第337号から 90度2,000メートルの点 工 基点第338号から162度1,500メートルの点 工 基点第338号。基点第337号及び基点第338号の位置は次のとおり基点第336号。基点第337号及び基点第338号の位置は次のとおり基点第337号 日南市大宇宮浦立石橋北端の橋脚	あさとばいせた。 が見る が見る が見る が見る が見る が見る が見る が見る	あさとばいけた をさとばいけた をさとばいけた をさいせた に こりんぐかの の は 漁		

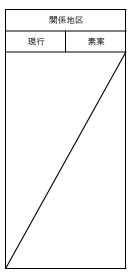
公示番号 漁業種類	区域
(管理番号) 現行	素案
基点第338号 日南市大字宮浦立石橋北端の橋脚 基点第339号 日南市大字宮沖沖合地ノ松島北端 基点第341号 油津港東口導灯前灯から48度1,785メートルの点 基点第342号 基点第341号から212度30分1,004メートルの点 基点第343号 基点第342号から304度30分 934メートルの点 オイ 基点第338号から162度1,500メートルの点 ロ 基点第339号から 90度1,000メートルの点 ハ 基点第340号から虚空蔵島北端見通し綾上4,000メートルの点	朝時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の 点力、牛及び点ク の 各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 を除く。 ア <u>基点第338号から162度1,500メートルの点</u> ウ <u>基点第339号から 90度1,000メートルの点</u> <u>基点第340号から虚空蔵島北端見通し線上4,000メートルの点</u> オ <u>基点第340号</u> カ <u>基点第341号</u> カ <u>基点第341号</u> <u>基点第341号</u> <u>基点第341号</u> <u>基点第341号</u>





公示番号	漁場の	D区域
(管理番号)	現行	素案
共第16号 第1種共同漁業	項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 基点第340号 日南市細田川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第344号 串間市大宇市木地先水島北端 基点第346号 日南市南郷町、串間市界夫婦浦橋中央橋脚 イ 基点第340号から虚空蔵島北端見通し線上4,000メートルの点 ロ 基点第344号から基点第345号見通し線上、基点第344号から200メートルの点	





公示番号	漁場	の区域	漁業	の名称	関係地区	
(管理番号)	現行	素案	現行	素案	現行 素案	₹
共第17号共同漁業	次の基点第346号、基点第345号、イ、ロ、ハ、二、木、ヘ、ト、チ及び基点第363号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。基点第345号 申聞市大字市木地先水島北端基点第346号 日南市南郷町、申聞市界夫婦浦橋中央橋脚基点第348号 申間市大字市木地先馬島北端基点第348号 申間市大字大林字中所立岩基点第349号 申間市大字大林字岬大黒礁基点第351号 申間市大字大林字岬大黒礁基点第351号 申間市大字大科字岬大黒礁基点第351号 申間市大字本科字県井、合六鼻先端基点第351号 申間市大字都井字黒井、合六鼻先端基点第345号から基点第344号見通し線上、基点第345号から1、000メートルの点の基点第347号から90度1500メートルの点の基点第347号から100度1、000メートルの点の基点第351号から180度500メートルの点に基点第350号から135度1、200メートルの点に基点第351号から180度500メートルの点に基点第351号から180度500メートルの点に基点第351号から180度500メートルの点に基点第351号から180度1、000メートルの点を基点第351号から180度1、000メートルの点を基点第351号から180度1、000メートルの点と表点第351号から180度1、000メートルの点を表点第353号から180度1、000メートルの点を表点第353号から180度1、000メートルの点	次の <u>点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び点サ</u> の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。				

公示番号	漁場	の区域	漁業	の名称	関係	地区
漁業種類 (管理番号)	現行	素案	現行	素案	現行	素案
共第18号第1種共同漁業	次の基点第353号、イ、ロ、ハ及び基点第355号の各点を順次に直線で結 んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第 356号、基点第357号、基点第358号、二、木及び基点第359号の各点を順次 次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 第 2 種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第 5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 基点第355号 車間市大字輸田字屋方荒岭鼻先端 基点第355号 車間市大字崎田字屋方荒岭鼻先端 基点第356号 高松三角点から100度43分00秒3、127メートルの点 基点第356号 高松三角点から100度43分00秒132メートルの点 基点第358号 基点第356号から169度30分00秒132メートルの点 基点第359号 赤の多351度32分00秒1、496メートルの点 イ 基点第359号 赤から351度32分00秒1、496メートルの点 イ 基点第355号から180度1、000メートルの点 イ 基点第355号から180度1、000メートルの点 ・ 基点第355号から170度30分00秒93メートルの点 ・ 本点第355号から170度30分00秒93メートルの点 ホ ニから260度23分00秒1、012メートルの点	 ✓ 基点第353号 イ 基点第353号から180度 1,000メートルの点 ウ 基点第354号から180度 1,000メートルの点 エ 基点第355号から216度 2,000メートルの点 エ 基点第355号 カ 基点第355号 カ 基点第355号 ク 基点第355号 ク 基点第358号 ケ 基点第358号から170度30分 93メートルの点 コ 点ケ から260度23分1,012メートルの点 コ 点ケ から260度23分1,012メートルの点 コ 点ケ から260度23分1,012メートルの点 サ 基点第359号 基点第353号、基点第354号、基点第355号、基点第356号、基点第357号表点第359号の位置は次のとおり 基点第353号 申間市大字総田 早屋方荒崎裏先端 基点第355号 自崎県、鹿児島県界陸岸 基点第356号 高松三角点 から100度43分3,127メートルの点 基点第357号 基点第356号から169度30分 132メートルの点 基点第358号 基点第357号から262度39分 76メートルの点 基点第358号 基点第357号から262度39分 76メートルの点 基点第359号 点コ から351度32分1,496メートルの点 基点第359号 点コ から351度32分1,496メートルの点 				
区第5号 第1種区画漁業 (5-1A号) (5-1A号)	次の <u>基点第104号、点ア、イ及び基点第105号</u> の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第104号 <u>延岡市島浦町上の</u> 鼻西端 ア 基点第104号から330度300メートルの点 イ 基点第105号から 0度300メートルの点 基点第105号 <u>延岡市島浦町高松の鼻西端</u> 基点第104号及び基点第105号の位置は次のとおり 基点第104号 延岡市島浦町三松の鼻西端 基点第104号 延岡市島浦町三松の鼻西端	次の <u>点ア、イ、ウ及び点</u> 工の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第104号から330度300メートルの点 ウ 基点第105号から 0度300メートルの点 エ 基点第105号 基点第105号 基点第104号 延岡市島浦町上の鼻西端 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端				

公示番号	漁場	の区域	漁業	の名称	関係	地区
(管理番号)	現行	素案	現行	素案	現行	素案
区第5号 第1種区画漁業 (5-2マ号) (5-2A号)	次の基点第105号、点ア、イ、ウ、基点第107号及び基点第106号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第105号 延岡市島浦町高松の泉西端	次の <u>点ア、イ、ウ、エ、才及び点力</u> の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第105号				
区第5号 第1種区画漁業 (5-3号)	次の基点第108号、基点第109号、基点第110号、基点第111号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第108号 延岡市島浦町外島の東端 基点第109号 延岡市島浦町小島の東端 基点第110号 延岡市島浦町小島の南端 基点第110号 延岡市島浦町10号及び基点第111号の位置は次のと 基点第108号、基点第109号、基点第110号及び基点第111号の位置は次のと おり 基点第108号 延岡市島浦町焼尾の東端 基点第108号 延岡市島浦町外島の北端 基点第111号 延岡市島浦町小島の北端 基点第111号 延岡市島浦町小島の北端	海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第108号 1 基点第109号 ウ 基点第110号 エ 基点第111号				
区第7号 第1種区画漁業 (7-2A号) (7-2B号)	直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第115号から281度280メートルの点 イ 基点第116号から 4度300メートルの点 ウ 基点第116号から 29度200メートルの点 エ 基点第116号から 29度 50メートルの点 基点第117号 延岡市須美江町ナガパ工業	次の <u>kア、イ、ウ、工、オ、カ、キ及びkア</u> の各点を順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 ア 基点第116号から281度280メートルの点				
区第8号 第1種区画漁業 (8-1A号) (8-1B号)	次の基点第126号、点ア イ及び基点第123号を順次に直線で結んだ線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第125号 延囲市浦城町笠の鼻南端 ア 基点第125号から202度30分16メートルの点 イ 基点第123号から202度 73メートルの点 基点第123号 延岡市浦城町田村屋敷西の鼻に設置した標柱 基点第125号の位置は次のとおり 基点第125号 延岡市浦城町笠の鼻南端	次の <u>点ア、イ、ウ及び点工</u> を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第125号から202度30分16メートルの点 立 基点第123号から200度 73メートルの点 エ 基点第123号 基点第123号 基点第123号 延岡市浦城町田村屋敷西の鼻に設置した標柱 基点第125号 延岡市浦城町笠の鼻南端				

公示番号	漁場	の区域	漁業の	D名称	関係	系地区
漁業種類 (管理番号)	現行	素案	現行	素案	現行	素案
区第8号 第1種区画漁業 (8-2A号) (8-2B号)	次の 基点第126号、点ア、基点第127号 を順次に直線で結んだ線と最大高 潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第126号 延岡市浦城町浦尻第4号護岸起点 ア 基点第127号から0度100メートルの点 基点第127号 延岡市浦城町船カクシ東端	次の <u>点ア、イ及び点ウ</u> を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第126号 1 基点第127号から0度100メートルの点 ウ 基点第127号				
	基点第126号及び基点第127号の位置は次のとおり 基点第126号 延岡市浦城町浦尻第4号護岸起点 基点第127号 延岡市浦城町船カクシ東端	基点第126号及び基点第127号の位置は次のとおり 基点第126号 延岡市浦城町浦尻第4号護岸起点 基点第127号 延岡市浦城町船カクシ東端				
区第8号 第1種区画漁業 (8-3A号) (8-3B号)	次の基点第128号、点ア、イ、ウ及び基点第129号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端 ア 基点第128号から 0度 70メートルの点 イ 基点第128号から320度115メートルの点 ウ 基点第129号から283度 65メートルの点 基点第129号 延岡市浦城町オオヤの鼻南端	次の <u>点ア、イ、ウ、工及び点才</u> の各点を順次に直線で結んだ線と最大高 潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア <u>基点第128号</u> 4 基点第128号から 0度 70メートルの点 ウ <u>基</u> 点第128号から320度115メートルの点 エ <u>基</u> 点第129号から283度 65メートルの点 オ <u>基</u> 点第129号				
	基点第128号及び基点第129号の位置は次のとおり 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端 基点第129号 延岡市浦城町オオヤの鼻南端	基点第128号及び基点第129号の位置は次のとおり 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端 基点第129号 延岡市浦城町オオヤの鼻南端				
区第8号 第1種区画漁業 (8-4号)	次の基点第131号、点ア、イ及び基点第130号の各点を順次に直線で結ん だ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第131号 延岡市浦城町ミズゴラの鼻東端 ア 基点第131号から102度 45メートルの点 イ 基点第130号から102度は5メートルの点 基点第130号 延岡市浦城町市場鼻東端	次の <u>点ア、イ、ウ及び点工</u> の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第131号 1 基点第131号から102度 45メートルの点 ウ 基点第130号から102度135メートルの点 エ 基点第130号				
	基点第130号及び基点第131号の位置は次のとおり 基点第130号 延岡市浦城町甫場鼻東端 基点第131号 延岡市浦城町ミズゴラの鼻東端	基点第130号及び基点第131号の位置は次のとおり 基点第130号 延岡市浦城町甫場鼻東端 基点第131号 延岡市浦城町ミズゴラの鼻東端				
区第9号 第1種区画漁業 (9号)	次の基点第128号、点ア、イ及び基点第127号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第128号 延岡市浦城町ナオヤの鼻北端 ア 基点第128号から0度 50メートルの点 4 基点第127号から0度100メートルの点 基点第127号 延岡市浦城町船カクシ東端	次の <u>点ア、イ、ウ及び点工</u> の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域 ア <u>基点第128号</u> <u>4</u> 基点第128号から0度 50メートルの点 <u>ウ</u> 基点第127号から0度100メートルの点 <u>エ 基点第127号</u> から0度100メートルの点				
	基点第128号の位置は次のとおり 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端	基点第128号の位置は次のとおり 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端				
区第10号第1種区画漁業					延二年,在日本公司,由于日本公司,由于日本,由于日本公司,由于日本,由于日本,由于日本,由于日本,由于日本,由于日本,由于日本,由于日本	延 一 一 一 で に で に の に で 原 見 津 田 形 形 子 に 上 下 と 形 大 に の 大 に の 大 の の の の の の の の の の の の の

公示番号	漁場の区域			の名称	関係	系地区
(管理番号)	現行	素案	現行	素案	現行	素案
区第11号第1種区画漁業					延岡市	延 市々原見津田形伊伊ケ派——名水 西里町町町町町形形丘町ケケ町町 町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町
区第12号 第1種区画漁業 (12-1 A号) (12-1 B号)	次の基点第136号、点ア、イ及び基点第137号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第136号 延岡市制名町698番地稲荷鼻東端に設置した標紙	次の <u>点ア、イ、ウ及び点工</u> の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア <u>基底第136号</u> <u>4</u> 基点第136号から91度86メートルの点 <u>5</u> 基点第137号から91度62メートルの点 <u>5</u> 基点第137号から91度62メートルの点 <u>7</u> 基点第137号 基点第136号 延岡市鯛名町698番地稲荷鼻東端に設置した標鋲 基点第136号 延岡市鯛名町698番地下鼻東端に設置した標鋲			延岡市赤水町	延 一 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五
区第13号 第1種区画漁業 (13-1号)	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第142号から142度100メートルの点 イ 基点第142号から 78度330メートルの点 ウ 基点第142号から111度580メートルの点 立 基点第142号から142度450メートルの点 エ 基点第142号から142度450メートルの点 基点第142号の位置は次のとおり 基点第142号 東臼杵郡門川町 門川港 浅海防波堤西灯台	日次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第142号から142度100メートルの点 イ 基点第142号から 78度330メートルの点 ウ 基点第142号から111度580メートルの点 エ 基点第142号から142度450メートルの点 エ 基点第142号から142度450メートルの点 基点第142号の位置は次のとおり 基点第142号 東臼杵郡門川町 門川漁港 浅海防波堤西灯台				

公示番号	漁場の区域			漁業の名称		系地区
(管理番号)	現行	素案	現行	素案	現行	素案
区第15号 第1種区画漁業 (15-1 A号) (15-1 B号)	次の基点第145号、点ア、イ、ウ、工及び基点第148号。の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第145号、日向市大字日知屋字畑浦ハゲシタに設置した標柱 ア 基点第145号から185度 40メートルの点	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点力の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 基点第145号				
区第19号 第1種区画漁業 (19-1A号) (19-1B号) ※旧区第20号			月類垂下式・ <u>藻</u> 類養殖業	且類垂下式養殖 業 養類養殖業		
区第19号 第1種区画漁業 (19-2 A号) (19-2 B号) ※旧区第20号	次の <u>点ア、イ、ウ、エ及び点ア</u> の各点を順次に直線で結んだ線によって 囲まれた区域 ア <u>北線31度30分21.900秒、東経131度22分39.100秒</u> の点 イ <u>北線31度30分23.300秒、東経131度22分40.400秒</u> の点 ウ <u>北線31度30分19.300秒、東経131度22分47.100秒</u> の点 エ <u>北線31度30分18.100秒、東経131度22分45.700秒</u> の点	次の <u>点ア、イ、ウ、エ、オ及び点ア</u> の各点を順次に直線で結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北 <u>緯31度30分32. 400秒、東経131度22分41. 060秒</u> の点 イ 北 <u>緯31度30分23. 420秒、東経131度22分52. 970秒</u> の点 ウ 北 <u>緯31度30分16. 370秒、東経131度22分52. 810秒</u> の点 エ 北緯31度30分18. 100秒、東経131度22分45. 700秒の点 オ 北緯31度30分25. 430秒、東経131度22分32. 530秒の点	東京 (東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東	旦類垂下式基殖 業 業 基類基殖業		
区第20号 第1種区画漁業 ※旧区第21号					事間 大大大大大大大大大	串間大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大
定第2号 定置漁業	次の <u>基点第3号、点ア、イ、ウ、工及び基点第3号</u> の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 <u>基点第3号 延岡市島浦町鼻熊裸石に設置した標柱</u> ア 基点第3号から 35度 320メートルの点	次の <u>点ア、イ、ウ、エ、オ及び点ア</u> の各点を順次に直線で結んだ線に よって囲まれた区域。 ア基点第3号 4 基点第3号から 35度 320メートルの点 ウ 基点第3号から100度1,000メートルの点 主 基点第3号から160度1,000メートルの点 主 基点第3号から170度 630メートルの点 基点第3号の位置は次のとおり 基点第3号 延岡市島浦町鼻熊裸石に設置した標柱				

公示番号 漁業種類	漁場	の区域	漁業	の名称	関係	地区
湖	現行	素案	現行	素案	現行	素案
定第3号 定置漁業	次の 基点第4号、点ア、イ及び基点第4号 の各点を順次に直 線で結んだ 線によって囲まれた区域 基 点第4号 延岡市島浦町観音崎に設置した標盤 ア 基点第4号から180度700メートルの点 イ 基点第4号から230度700メートルの点	次の <u>点ア、イ、ウ及び点ア</u> の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第4号 1 基点第4号から180度700メートルの点 2 基点第4号から230度700メートルの点				
	基点第4号の位置は次のとおり 基点第4号 延岡市島浦町観音崎に設置した標鋲	基点第4号の位置は次のとおり 基点第4号 延岡市島浦町観音崎に設置した標鋲				
定第5号 定置漁業	次の基点第6号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第6号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第6号 延岡市安井町難礁に設置した標底 工 基点第6号から315度 300メートルの点 ユ 基点第6号から18度30分671メートルの点 ウ 基点第6号から105度の見通線と、島毛と一ノ礁とを直線で結んだ線との交点	よって囲まれた区域。 ア 基点第6号 工 基点第6号				
	工 基点第6号から140度の 見通線 と、島毛と一ノ礁とを直線で結んだ線との交点 の交点 基点第6号の位置は次のとおり 基点第6号 延岡市安井町難礁に設置した標鋲					
定第6号 定置漁業	次の基点第7号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第7号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第7号 延岡市赤水町名水荒神礁北端 ア 基点第7号から317度300メートルの点 イ 基点第7号から 20度800メートルの点 ウ 基点第7号から 70度800メートルの点 エ 延岡市赤水町名水荒神礁南端	次の <u>点ア、イ、ウ、エ、オ及び点ア</u> の各点を順次に直線で結んだ線に よって囲まれた区域。 ア 基点第7号 1 基点第7号から317度300メートルの点 2 基点第7号から 20度800メートルの点 3 基点第7号から 70度800メートルの点 4 延岡市赤水町名水荒神礁南端				
	基点第7号の位置は次のとおり 基点第7号 延岡市赤水町名水荒神礁北端	基点第7号の位置は次のとおり 基点第7号 延岡市赤水町名水荒神礁北端				
定第9号 定置漁業	次の 基点第9号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第9号 の各点を順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域 基点第9号 日南市南郷町大字中村乙字大島大瀬礁 ア 基点第9号から11度150メートルの点 イ 点 アから 60度650メートルの点 ウ 点エ から 120度650メートルの点 エ 基点第9号から170度150メートルの点	次の <u>点ア、イ、ウ、エ、オ及び点ア</u> の各点を順次に直線で結んだ線に よって囲まれた区域。 ア <u>基点第9号</u> 土 基点第9号から 11度150メートルの点 ウ <u>点イ</u> から 60度650メートルの点 エ <u>点オ</u> から 120度650メートルの点 土 基点第9号から170度150メートルの点				
	基点第9号の位置は次のとおり 基点第9号 日南市南郷町大字中村乙字大島大瀬礁	基点第9号の位置は次のとおり 基点第9号 日南市南郷町大字中村乙字大島大瀬礁				
定第11号 定置漁業	次の 基点第11号、点ア、イ、ウ及び基点第11号 の各点を順次に直線で結 んだ線によって囲まれた区域 基点第11号 - 車間市大字大約字野々杵八幡ブリ岩 ア 基点第11号から30度 200メートルの点 1 点ア から 40度1,000メートルの点 ウ 基点第11号から90度1,000メートルの点	次の <u>点ア、イ、ウ、工及び点ア</u> の各点を順次に直線で結んだ線によって 囲まれた区域。 ア <u>基点第11号</u> <u>1</u> 基点第11号から30度 200メートルの点 <u>ウ</u> <u>鬼</u> 4から 40度1,000メートルの点 <u>エ</u> 基点第11号から90度1,000メートルの点				
	基点第11号の位置は次のとおり 基点第11号 串間市大字大納字野々杵八幡ブリ岩	基点第11号の位置は次のとおり 基点第11号 串間市大字大納字野々杵八幡プリ岩				

注:上記のほか、区画漁業権について団体漁業権又は個別漁業権の別を追加するとともに、個別漁業権について関係地区を削除した。

公示番号	漁場	の区域	漁	業の名称	â	件
漁業種類	現行	素案	現行	素案	現行	素案
内共第1号第5種共同 第5種共同 漁業	北川本流及び支流。ただし、次の 基点内第1号と 4 を結んだ線より上流の北川本流及び支流の区域とする。 基点内第 1号 延岡市東海町 151番地の辮天島南西端 イ 基点内第 1号から 249度58分に見る線が対岸と接した点(延長は総合地方卸売市場入口前の、大武川に架かる黎明橋北端)	北川本流及び支流の区域とする。 ア 基点内第1号			1 敷設できるあゆやなは、1株 以内とする。 2 河川の維持管理その他保全の ため、国及び公共団体の行う事業 の施工については、これをみだり に拒んではならない。	1 敷設できるあゆやなは、1kmとする。 2 河川の維持管理その他保全の ため、国及び公共団体の行う事業 の施工については、これをみだり に拒んではならない。
内共第2号 第5種共同 漁業	祝子川本流及び支流。ただし、次の 基点内第 2号と 4 を結んだ線より上流の祝子川本流及び支流の区域とする。 基 点内第 2号 延岡市昭和町 3丁目1730番地の 3の十貫突端中央部 イ 基点内第 2号から40度10分に見る線が 対岸と接した点(祝子川左岸水門)	祝子川本流及び支流。ただし、次の <u>点アと点イ</u> を結んだ線より上流 の祝子川本流及び支流の区域とする。 ア 基点内第2号 イ 基点内第2号から40度10分に見る線が対岸と接した点(祝子川左 岸水門) 基点内第2号の位置は次のとおり 基点内第2号の位置は次のとおり 基点内第2号 延岡市昭和町3丁目1730番地の3の十貫突端中央部	あゆ漁業 こい漁業 うないき漁業 うないめ漁漁業 やはます漁業 もくずがに漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ういかわ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業		
	五ヶ瀬川本流。ただし、次の基点内第 3号とハを結んだ線から上流の区域で、かつ、基点内第 2号とイ及び口をそれぞれ結んだ線から下流の区域とする。 基点内第 2号 延岡市昭和町 3丁目1730番地の 3の十貫突端中央部イ 基点内第 2号から40度10分に見る線が対岸と接した点(祝子川左岸水門) 基点内第 2号から151度16分に見る線が対岸と接した点(延長は清掃工場大煙突) 基点内第 3号 延岡市大武町 730一 2番地の標底ハ 基点内第 3号から 188度39分に見る線 が対岸と接した点(五ヶ瀬川右岸)	五ヶ瀬川本流。ただし、次の <u>点アと点イ</u> を結んだ線から上流の区域で、かつ、 <u>向ウと点工及び点才</u> をそれぞれ結んだ線から下流の区域とする。ア 基点内第3号から 188度39分に見る線が対岸と接した点(五ケ瀬川右岸) ウ 基点内第2号から10度10分に見る線が対岸と接した点(祝子川左岸水門) オ 基点内第2号から151度16分に見る線が対岸と接した点(祝子川左岸水門) オ 基点内第2号から151度16分に見る線が対岸と接した点(延長は清掃工場大煙突)				
内共第4号第5種共同漁業	五ヶ瀬川本流、支流及び派流。ただし、次の 基点内第 2号と旦 を結んだ線から下流の区域、さぎ島特殊堤方財水門の操作室西端と大瀬川 石岸特殊堤妙田樋門の操作室西端を結んだ線から下流の区域及び西階 川を除く。 基点内第 2号 延岡市昭和町 3丁目1730番地の 3の十貫突端中央部 旦 基点内第 2号から 151度16分に見る線が対岸と接した点(延長は 清掃工場大煙突)	基点内第2号 延岡市昭和町3丁目1730番地の3の十貫突端中央部 基点内第3号 基点内第3号 延岡市大武町730-2番地の標金 五ヶ瀬川本流、支流及び派流。ただし、次の点アと点イを結んだ線	あゆ漁業 うなぎ漁漁業 おいまめ漁業 うぐい漁業 もくずがに漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 もくずがに漁業		

公示番号	漁場	の区域	漁業の名称	 条	件
漁業種類	現行	素案	現行 素案	現行	素案
	五十鈴川本流及び支流。ただし、次の <u>基点内第 4号とイ</u> を結んだ線より下流の区域は除く。 基点内第 4号 東日杵郡門川町尾末1416番地 6地先尾末神社裏船留 リ中州防波堤先端	五十鈴川本流及び支流。ただし、次の <u>点アと点イ</u> を結んだ線より下 流の 区域を除く 。 ア 基点内第4号			
	イ 基点内第 4号から 142度59分を 見とおす線 が対岸と接した点 (竹島頂上 見とおし)	イ 基点内第4号から142度59分を 見通す線 が対岸と接した点(竹島 頂上 見通し) 基点内第4号の位置は次のとおり			
		基点内第4号 東臼杵郡門川町尾末1416番地6地先尾末神社裏船留り 中州防波堤先端			
	塩見川本流及び支流。ただし、日向市塩見川下流の小倉ヶ浜大橋の橋脚上流端の線より下流の 区域は除く 。	塩見川本流及び支流。ただし、日向市塩見川下流の小倉ヶ浜大橋の橋脚上流端の線より下流の 区域を除く 。			
	耳川本流及び支流。ただし、日向市美々津大橋の橋脚上流端の線より 下流の 区域は除く 。	耳川本流及び支流。ただし、日向市美々津大橋の橋脚上流端の線より 下流の 区域を除く 。			
内共第8号 第5種共同 漁業	石並川本流及び支流。ただし、日向市美々津石並川下流の基点内第 5号とイを結んだ線より下流の区域は除く。 基点内第 5号 日向市美々津町2764ーイ号海岸擁壁天端に設置した 標柱	石並川本流及び支流。ただし、日向市美々津石並川下流の次の <u>点アと</u> <u>点イ</u> を結んだ線より下流の <u>区域を除く</u> 。 <u>ア 基点内第5号</u>			
		イ 基点内第5号より221度53分に見る線が対岸と接した点(美々津中学校東端 見通し) 基点内第5号の位置は次のとおり			
		基点内第5号 日向市美々津町2764―イ号海岸擁壁天端に設置した 標柱			
内共第9号 第5種共同 漁業	名貫川本流及び支流。ただし、児湯郡都農町名貫川の鉄橋の橋脚上流端の線より下流の 区域は除く 。	名貫川本流及び支流。ただし、児湯郡都農町名貫川の鉄橋の橋脚上流端の線より下流の 区域を除く 。			
内共第10号 第5種共同 漁業	平田川本流及び支流。ただし、児湯郡川南町平田川下流の鉄橋の橋脚上流端の線より下流の 区域は除く 。	平田川本流及び支流。ただし、児湯郡川南町平田川下流の鉄橋の橋脚上流端の線より下流の 区域を除く 。			
内共第11号 第5種共同 漁業	小丸川本流及び支流。ただし、児湯郡高鍋町小丸川下流の鉄橋の橋脚上流端の線より下流の 区域は除く 。	上流端の線より下流の 区域を除く 。			
内共第12号 第5種共同 漁業		流の 区域を除く。 ア 基点内第6号 イ 児湯郡新富町大字下富田字今島4560番18の漁港原点(一ツ瀬川左			
	岸の護岸上)	岸の護岸上) 基点内第6号の位置は次のとおり 基点内第6号 児湯郡新富町大字下富田字二ツ立4730番2地先の九電 ダム放水掲示板中央(一ツ瀬川右岸の堤防上)			

內小山湖	場計画の変更点	
公示番号	漁場	の区域
漁業種類	現行	素案
内共第14号 第5種共同 漁業	大淀川本流及び支流。ただし、次の基点内第7号とイ 下流の区域は除く。 基点内第 7号 宮崎市高洲町 1番 3 (大淀川左岸) に設置した標鋲 イ 基点内第 7号から 190度に見る線が対岸と接した点	大淀川本流及び支流。ただし、次の <u>点アと点イ</u> を結んだ線から下流の <u>区域を除く。ア 基点内第7号</u> イ 基点内第7号から190度に見る線が対岸と接した点 基点内第7号の位置は次のとおり 基点内第7号 宮崎市高洲町1番3 (大淀川左岸) に設置した標低
内共第15号 第5種共同 漁業	清武川本流及び支流。ただし、次の基点内第 8号とイ を結んだ線から下流の区域は除く。 基点内第8号 宮崎市田吉無番地郡司分区管理塩害防備保安林の中 に設置した標柱 イ 基点内第 8号より 178度に見る線が対岸と接した点	清武川本流及び支流。ただし、次の <u>点アと点イ</u> を結んだ線から下流の区域を除く。 ア 基点内第8号 イ 基点内第8号より178度に見る線が対岸と接した点 基点内第8号の位置は次のとおり 基点内第8号 宮崎市田吉無番地郡司分区管理塩害防備保安林の中 に設置した標柱
内共第16号 第1種共同 漁業		
内共第16号 第5種共同 漁業	加江田川本流及び支流。ただし、 次の基点内第 9号とイ を結んだ線から下流の区域及び 知福川は除く。 基点内第 9号 宮崎市大宇能野1413番地に設置した標柱 イ 基点内第 9号から 155度27分に見る線が対岸と接した点	加江田川本流及び支流。ただし、次の <u>点アと点イ</u> を結んだ線から下流の区域及 び知福川を除く。 ア 基点内第9号 イ 基点内第9号から155度27分に見る線が対岸と接した点 基点内第9号の位置は次のとおり 基点内第9号 宮崎市大字熊野1413番地に設置した標柱
内共第17号 第5種共同 漁業	川内川本流及び支流。ただし、次の基点内第10号と基点内第11号を 結んだ線から上流の川内川本流及び支流の区域内とする。 基点内第10号 えびの市大宇亀沢宇東重松地先に設置されている国 土交通省の距離標抗 基点内第11号 えびの市大宇岡松宇妙見地先の岩	川内川本流及び支流。ただし、次の <u>点アと点イ</u> を結んだ線から <u>下流</u> の区域を除く。 ア 基点内第10号 イ 基点内第11号 基点内第10号及び基点内第11号の位置は次のとおり 基点内第10号及び基点内第11号の位置は次のとおり 基点内第10号 えびの市大字亀沢字東重松地先に設置されている国土交通省の距離標抗 基点内第11号 えびの市大字岡松字妙見地先の岩
内共第18号 第5種共同 漁業	広渡川本流及び支流。ただし、日南市広渡川下流の広渡大橋の橋脚上 流端の線より下流の 区域は除く 。	広渡川本流及び支流。ただし、日南市広渡川下流の広渡大橋の橋脚上 流端の線より下流の 区域を除く 。
内共第19号 第5種共同 漁業		

漁業の	の名称	条	件
現行	素案	現行	素案
はまぐり漁業 あさり漁業 しやこ漁業	はまぐり漁業あさり漁業		
あいなかか あいなかか あいなかか かな かな かな かま かな かま き かな かま き か き き か き き き き き き き き き き き き き	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 やまめ漁業		
		1 敷設できるあゆやなは、1銃以内とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	1 敷設できるあゆやなは、 1統 とする。 2 河川の維持管理その他保全の ため、国及び公共団体の行う事業 の施工については、これをみだり に拒んではならない。

公示番号	漁場	の区域	漁業の	D名称	関係地区	
漁業種類	現行	素案	現行	素案	現行	素案
	次の点ア、イ、ウ、エ及び ア の各点を順次に直線で結んだ線によって 囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第101号から173度11分113メートルの点 イ 基点内第101号から234度48分 61メートルの点 ウ 基点内第101号から230度58分461メートルの点 エ 基点内第101号から218度43分471メートルの点 エ 基点内第101号の位置は次のとおり 基点内第101号の位置は次のとおり 基点内第101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深浅測定標No. 8	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第101号から173度11分113メートルの点 イ 基点内第101号から230度58分461メートルの点 ウ 基点内第101号から230度58分461メートルの点 エ 基点内第101号から218度43分471メートルの点 エ 基点内第101号の位置は次のとおり 基点内第101号の位置は次のとおり 基点内第101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深浅測定標No. 8			<u>尼湯郡</u> 西米良村 大字越野尾	<u>压</u> 湯郡 西 <u>米</u> 良村 西都市
第1種区画漁業	囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第102号から 24度130メートルの点 イ 基点内第102号から 90度 50メートルの点 ウ 基点内第103号から210度100メートルの点 エ 基点内第103号から302度 60メートルの点 基点内第102号及び基点内第103号の位置は次のとおり 基点内第102号 西都市大字中尾字戸崎150のイ 九州電力株式会社境界柱354 西都市大字中尾字戸崎151の1 九州電力株式会社電柱969フ331	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第102号から 24度130メートルの点 イ 基点内第102号から 90度 50メートルの点 ウ 基点内第103号から210度100メートルの点 エ 基点内第103号から302度 60メートルの点 基点内第102号及び基点内第103号の位置は次のとおり 基点内第102号 西都市大字中尾字戸崎150のイ 九州電力株式会社境界柱354 基点内第103号 西都市大字中尾字戸崎151の1 九州電力株式会社電柱969フ331			西都市 大字級號 大字八重 大字中星	<u>児</u> 漫型 西 <u>米良村</u> 西都市
	次の点ア、イ、ウ、エ及び ア の各点を順次に直線で結んだ線によって 囲まれた銀鍋川の区域 ア 基点内第104号から55度13分173メートルの点 イ 基点内第104号から75度57分148メートルの点 ウ 基点内第104号から82度32分329メートルの点 エ 基点内第104号から72度2分329メートルの点 エ 基点内第104号から72度2分341メートルの点 基点内第104号の位置は次のとおり 基点内第104号の位置は次のとおり 基点内第104号 西都市大字中尾字小崎 九州電力株式会社深浅測定標No. 3	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第104号から55度13分173メートルの点 イ 基点内第104号から75度57分148メートルの点 ウ 基点内第104号から82度32分329メートルの点 エ 基点内第104号から72度 2 分341メートルの点 エ 基点内第104号の位置は次のとおり 基点内第104号 西都市大字中尾字小崎 九州電力株式会社深浅測定標No. 3			西都市 大字組織 大字外重 大字中星	<u>児</u> 湯郡 西 <u>米良村</u> 西都市
	次の点ア、イ、ウ、エ及び ア の各点を順次に直線で結んだ線によって 囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第105号から179度22分137メートルの点 イ 基点内第106号から 94度18分 93メートルの点 ウ 基点内第106号から153度56分266メートルの点 エ 基点内第105号から193度27分336メートルの点 基点内第105号及び基点内第106号の位置は次のとおり 基点内第105号 西都市大字中尾字戸崎 九州電力株式会社電柱969フ851 基点内第106号 西都市大字八重字長藪 九州電力株式会社深浅測定標No. 1	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第105号から179度22分137メートルの点 イ 基点内第106号から 94度18分 93メートルの点 ウ 基点内第106号から153度56分266メートルの点 立 基点内第106号から153度56分286メートルの点 玉 基点内第105号から193度27分336メートルの点 基点内第105号及び基点内第106号の位置は次のとおり 西都市大字中尾字戸崎 九州電力株式会社電柱969フ851 基点内第106号 西都市大字八重字長藪 九州電力株式会社深浅測定標No. 1			西都市 太字組織 太字仏重 大字中星	<u>児湯郡</u> 西 <u>米良村</u> 西都市

公示番号	漁場	の区域	漁業の)名称	関	係地区
漁業種類	現行	素案	現行	素案	現行	素案
	次の点ア、イ、ウ、エ及び ア の各点を順次に直線で結んだ線によって 囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第107号から28度36分267メートルの点 イ 基点内第107号から14度 5分245メートルの点 ウ 基点内第107号から71度24分124メートルの点 エ 基点内第107号から78度41分187メートルの点 基点内第107号の位置は次のとおり 基点内第107号 西都市大字八重字長藪 九州電力株式会社深浅測定標No. 0	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第107号から28度36分267メートルの点 イ 基点内第107号から14度 5分245メートルの点 ウ 基点内第107号から71度24分124メートルの点 エ 基点内第107号から78度41分187メートルの点 基点内第107号の位置は次のとおり 基点内第107号 西都市大字八重字長藪 九州電力株式会社深浅測定標No. 0			西都市 大字銀鐵 大字八重 大字中星	児湯郡 西米良村 西都市
	次の点ア、イ、ウ、エ及び ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第101号から343度37分244メートルの点 イ 基点内第101号から344度 7分 49メートルの点 ウ 基点内第101号から357度56分234メートルの点 エ 基点内第101号から357度56分234メートルの点 基点内第 101号の位置は次のとおり 基点内第 101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深浅測定標No. 8	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第101号から343度37分244メートルの点 イ 基点内第101号から344度 7分 49メートルの点 ウ 基点内第101号から 43度46分 64メートルの点 エ 基点内第101号から357度56分234メートルの点 基点内第 101号の位置は次のとおり 基点内第 101号 炉湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深浅測定標No. 8			児 <u>湯郡</u> 西米良村 大字越野星	児 <u>湯郡</u> 西米良村 西都市
内区第7号第1種区画漁業	囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第101号から 87度44分202メートルの点	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第101号から 87度44分202メートルの点 イ 基点内第101号から157度 7分252メートルの点 ウ 基点内第101号から139度38分301メートルの点 エ 基点内第101号から 92度 3分259メートルの点			西都市 大字銀鐵 大字八重 大字中尾	児湯郡 西米良村 西都市
	基点内第101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深浅測定標No. 8	基点内第101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深浅測定標No.8 次の点ア、イ、ウ、工及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によっ て囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第P6号から 33度25分171メートルの点 イ 基点内第P6号から 49度7分126メートルの点 ・ 基点内第P5号から185度17分124メートルの点 エ 基点内第P5号から187度35分 64メートルの点 基点内第P5号から187度35分 64メートルの点			児湯郡 西米良村 大字越野星	児温郡 西米良村 西都市